

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱

平成21年4月1日付け20農振第2209号
最終改正 平成28年4月1日付け27農振第2175号

農林水産事務次官依命通知

(通則)

第1 農林水産大臣は、農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図るため耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第2の1に定める耕作放棄地再生利用交付金（以下「交付金」という。）に係る事業に要する経費に対し、予算の範囲内において実施要綱第5に定める都道府県耕作放棄地対策協議会（以下「都道府県協議会」という。）に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、実施要綱及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び交付率)

第2 第1に規定する交付金に係る事業（以下「交付事業」という。）に要する経費の内容及びこれに対する交付率は、別表に掲げるとおりとする。

(流用の禁止)

第3 都道府県協議会長は、平成26年度当初予算以前の予算に係る交付金により造成された基金（以下「基金」という。）を使用する事業（以下「基金事業」という。）に係る経費及び平成26年度補正予算（第1号）以降の予算に係る交付事業に係る経費は、相互間における流用をしてはならない。

(申請手続)

第4 都道府県協議会長は、交付金の交付を受けようとするときは、適正化法第5条、施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長等（北海道に事務所を置く都道府県協議会にあつては農林水産大臣、沖縄県に事務所を置く都道府県協議会にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に事務所を置く都道府県協議会にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）に正副2部を提出するものとする。

2 規則第2条の規定による前項の申請書の提出時期は、地方農政局長等が毎年度別に定める日までとする。

(交付決定の通知)

第5 地方農政局長等は、第4第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、交付金交付決定の通知書を都道府県協議会長に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第6 都道府県協議会長は、適正化法第9条第1項、規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

第7 都道府県協議会長は、別表に掲げる交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、競争性のある契約方式によらなければならない。ただし、緊急の必要その他の理由により競争性のある契約方式によることが困難又は不相当である場合には、この限りではない。

2 都道府県協議会長は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第8 都道府県協議会長は、次の各号の一に該当するときは、規則第3条第1号の規定に基づき、別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。
- (2) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第2項に定める軽微な変更を除く。
- (3) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。

3 地方農政局長等は、第1項の変更等承認申請書の提出があり、その内容について適正であると認めるときは、その旨を都道府県協議会長に通知するものとする。ただし、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(事業遅延の届出)

第9 都道府県協議会長は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、規則第3条第2号の規定に基づき、交付事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付事業の遂行が困難となった理由及び交付事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払)

第10 都道府県協議会長は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書を地方農政局長等に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

（状況報告）

第11 都道府県協議会長は、適正化法第12条の規定に基づく交付事業の遂行状況報告に当たり、交付金の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、第10に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 地方農政局長等は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県協議会長に対して当該交付事業の遂行状況報告を求めることができる。

（実績報告等）

第12 都道府県協議会長は、交付事業が完了したときは、規則第6条第1項の規定に基づき、交付事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第6号により実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

（交付金の額の確定等）

第13 地方農政局長等は、第12の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付金の額を確定し、都道府県協議会長に通知する。

2 地方農政局長等は、都道府県協議会長に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内の日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第14 地方農政局長等は、第8の交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 都道府県協議会長が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 都道府県協議会長が、交付金を交付事業以外の用途に使用した場合

(3) 都道府県協議会長が、交付事業に関して、不正、事務手続きの遅延その他不適當な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の

日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第13の第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第15 都道府県協議会長は、交付対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第16 取得財産等のうち施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、規則第5条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 都道府県協議会長は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

- 4 第15第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(交付金の経理)

第17 都道府県協議会長は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかななければならない。

- 2 都道府県協議会長は、前項の収入及び支出について、規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに事業の完了（中止又は廃止）の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 都道府県協議会長は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿に加え別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第18 都道府県協議会長は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、第3から第17（第5、第13及び第14を除く）までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(基金の額及び基金事業の実施状況報告)

第19 都道府県協議会長は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（基金の残高）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳、基金事業の取組件数・実施額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する

基準（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）並びに保有割合の算定根拠を、基金の決算確定後速やか（別途指示がある場合はこれによる）に、別記様式第8号により基金事業実施状況報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

（基金事業の完了等報告）

第20 都道府県協議会長は、基金事業が完了又は中止若しくは廃止（以下「完了等」という。）する場合、別記様式第9号による基金事業完了（中止又は廃止）報告書正副2部を、基金の決算確定後速やかに地方農政局長等に提出しなければならない。

（残余財産の処分の制限等）

第21 都道府県協議会長は、基金事業が完了等した後に当該事業に係る残余財産の処分を行うときは、地方農政局長等の承認を受けた後でなければ、これを行うことができない。

2 都道府県協議会長は、前項において地方農政局長等の承認を受けたときは、資金を造成するために交付した交付金の金額を限度として地方農政局長等が定める金額を国に納付しなければならない。

（使用見込みの低い基金の返納）

第22 都道府県協議会長は、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると地方農政局長等が認めた場合又は地方農政局長等が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事業により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費に係る交付金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

（区分経理等）

第23 都道府県協議会長は、基金事業の経理について、基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、事業の完了（中止又は廃止）の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

（基金運営に関する指導・監督）

第24 国は、基金事業を適切かつ効率的に実施するため、基金管理団体に対し、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）に基づき、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導監督を行うものとする。

附 則

実施要綱附則1に規定するブロック協議会が別表の事業の欄に掲げる事業の実施主体となる場合は、第1、第4及び別表の事業の欄の事業の経費の内容の欄中「都道府県協議会」とあるのは「ブロック協議会」と、第5、第6の1及び3、第7、第9、第11の1及び2、第12の1の(1)から(3)、第13並びに第14の3まで中「都道府県協議会長」とあるのは「ブロック協議会長」とする。

附 則

この改正は、平成26年3月27日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱の一部改正について（平成27年2月3日付け26農振第1690号農林水産事務次官依命通知）による改正後の規定については、平成26年度補正予算（第1号）以降の予算に係る国の交付について適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱（平成21年4月1日付け20農振第2209号農林水産事務次官依命通知）の規定にかかわらず、平成28年4月1日より前に着手した耕作放棄地再生利用交付金及び被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金の取扱いについては、なお、なお、従前の例によるものとする。

別表（第2、第7、第8及び附則関係）

| 区 分 | 経 費 | 交付率 | 軽 微 な 変 更 | |
|--------------|--|-----|-----------|---|
| | | | 経費の配分の変更 | 事業内容の変更 |
| 耕作放棄地再生利用交付金 | <p>ア. 一般型 都道府県協議会が実施要綱別紙1第3の1により同要綱別紙1第1の取組に要する経費</p> <p>イ. 被災者支援型 都道府県協議会が実施要綱別紙2第3の1により同要綱別紙2第1の取組に要する経費</p> | 定額 | | <p>1. 事業費の30%以内の増減</p> <p>2. 事業実施主体の変更以外の変更</p> |